市役所は毎週土曜日を開庁しています

小学生

▼朝食＝毎日食べる89・4％
▼夕食を誰と食べる＝母親89・6％、兄弟姉妹76・4％、父親38・7％、祖父母4・7％
▼遊び場＝家の中61・7％、広場・公園50・7％、学校24・0％
▼母親の就労率＝63・3％
▼学童クラブ＝利用している14・2％
▼今後の学童クラブの利用＝利用したい34・9％
▼長期休み（春・夏・冬休み）の学童クラブの利用＝利用したい45・9％

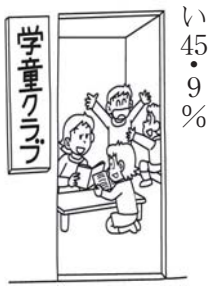

▼子育ての喜び＝子どもの成長をみること67・6％
▼子育ての不安や悩み＝子どもの学校生活・友人関係46・0％、子どもの学業19・3％
▼子育ての負担感＝非常に・なんとなく負担29・7％
▼地域の人への期待＝危険な遊びやいじめを注意する82・1％
▼子どもを健やかに生み育てるための環境整備＝経済的な支援50・9％、労働条件の整備34・4％、安全な遊び場の確保33・0％
▼必要な子育て支援サービス＝保護者の疾病時などに施設などで短期に預かるサービス25・7％、総合子育て相談25・1％

中学生・高校生

▼朝食＝毎日食べる75・1％
▼夕食を誰と食べる＝母親87・0％、兄弟姉妹70・6％、父親42・6％、祖父母11・0％
▼学校生活の満足度＝満足64・9％、不満18・1％
▼子どもの関心事＝携帯電話48・8％、スポーツ活動42・6％、コンピューター26・3％、映画鑑賞25・8％、学業25・6％、読書23・6％

▼子育ての喜び＝子どもの成長をみること57・2％
▼子育ての不安や悩み＝子どもの学業44・8％、子どもの学校生活・友人関係42・4％
▼子育ての負担感＝非常に・なんとなく負担32・2％
▼地域の人への期待＝危険な遊びやいじめを注意する70・2％
▼子どもを健やかに生み育てるための環境整備＝経済的な支援43・5％、労働条件の整備33・6％、個性を尊重したゆとりある教育26・3％

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

戦没者等の遺族の皆さんへ

《第八回特別弔慰金が支給されます》

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。対象となる遺族は次の順番による先順位のお一人です。

1、弔慰金受給権者
2、戦没者等の子
3、戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである、①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4、3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5、1～4以外の遺族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求期間平成20年3月31日まで

請求窓口・問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

※請求者によって必要な書類が違います。また、対象者が多いことから混雑することも考えられます。あらかじめお問い合わせのうえ、来庁することをおすすめします。

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

《内閣総理大臣名の書状を贈呈します》

先の大戦で外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が延長され、平成19年3月31日までとなりました。ご本人または家族の方などからの連絡をお待ちしています。

請求用紙請求用紙は、社会福祉課庶務・福祉計画担当の窓口にあります。

問合せ総務省大臣官房管理室業務担当☎03・5253・5182（直通）FAX03・5253・5190

介護保険事業計画の策定について諮問しました

野澤市長　西村会長

市は、介護保険法により3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとなっています。

このため、市は、18年度を初年度とする介護保険事業計画の策定に向け、計画内容が市民の意見を反映したものとなるよう、先月13日、福生市地域福祉推進委員会（西村邦康会長）に、介護保険事業計画の策定について諮問（しもん）しました。

（「諮問」＝計画に関する意見を求めるため、文書により公式にお願いすること。）

今後、委員会では、審議を経て、来年1月ごろまでに答申書を市長に提出する予定です。

また、市ではこれと併行し、委員会での意見や生活実態調査結果を参考に作業を進め、答申内容をふまえ計画を策定していく予定です。

（「答申」＝諮問に対し、文書により公式に回答すること。）

福生市地域福祉推進委員会委員は次の方々です。（敬称略・順不同）

▼学識経験者→中嶋充洋
▼福祉保健関係機関の代表→小川田鶴子、木村三郎、佐々木和仁、佐藤博紀、杉本敏明、関根美智子、高田ヒロ子、田中勇、平沢るり子、溝渕幸太郎
▼医療関係機関の代表→島田實、土屋輝昌、西村邦康、三井理
▼ボランティア団体の代表→秋山美左江、高水清安
▼市民の代表（公募）→杉森侑、関根和美、中川洋八郎、萬沢せつ子
▼社会福祉協議会の代表→大杉浩司

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

社会福祉協議会

ひとりで悩まず、まず相談を

①「身近な法律相談」

高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

日時6月20日(月)午後2時～4時
場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など
定員先着3人（予約制）

②「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時6月23日(木)午後1時～2時30分
場所福祉センター相談室
対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など
定員先着2人（予約制）
申込み①②とも6月6日から（日曜日を除く）社会福祉協議会相談支援係☎552・2121へ。

③「リハビリ相談」

㈳東京都理学療法士会成人福祉部会の協力を得てリハビリテーションに関する様々な相談に応じています。

日時6月11日(土)午後1時30分～3時30分
場所福祉センター理学療法室
対象体に障害をお持ちの方やその家族など（直接会場へ。）
※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

運転ボランティア募集

社会福祉協議会では、歩行の困難な方を対象に移送サービス事業を行っています。この事業は「運転ボランティア」として登録していただいている市民の方の協力を得て運行しています。通院や外出等の移動のお手伝いとして、ハンディキャブ（車いすごと乗れる車）を運転していただけるボランティアの方を募集します。

活動日随時
対象者運転経験3年以上
問合せふっさボランティア・市民活動センター☎552・2122

納期内納税にご協力を！

今月は平成17年度
市・都民税（第1期）の納期です

◆口座振替を利用されている方へ
指定の預金口座から6月30日(木)に自動的に振り替えますので、残高不足にならないよう注意してください。

納め忘れはありませんか

▶固定資産税・都市計画税
第1期（5月31日）
▶軽自動車税
全期（5月31日）

問合せ収納課収納係